第九十六条第二号（家事関連費）	取引	取引（恒久的施設を有する非居住者にあっては、法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）

を

第九十六条第二号（家事関連費）	取引	事業を開始し、事業を国内において開始し、又は恒久的施設を通じて新たに事業を開始した場合における取引（恒久的施設を有する非居住者にあっては、法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）

に、

第百二十六条第二号（減価償却資産の取得価額）	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）	第百三十二条の中途で業務の用に供した減価償却費の特例）
	第三項の償却	第百三十五条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）が他の者から資産を業務の用に供した場合の償却
	新たに取得した減価償却資産（第百二十条第一項に規定する移入資産及び第百二十条の二第一項に規定する移入資産を含む。）を恒久的施設を通じて新たに業務で国内において行うものの用に供した場合の償却	第百三十七条第一項第一号（繰延資産の償却費の計算）、第百三十九条第二項（一括償却資産の必要経費算入）及び第百三十条第一項及び第百三十一条第一項（減価償却資産の償却の方法の選定）

に、

第百三条第一項第一号（棚卸資産の取得価額）	購入した棚卸資産（第九十九条第一項（棚卸資産の評価の方法）に規定する移入資産のうち国外で購入したものを含む。）	購入した棚卸資産
第百三条第一項第三号	取得した棚卸資産（第九十九条第一項に規定する移入資産のうち第一号に規定するもの以外のものを含む。）	取得した棚卸資産
第百二十条第一項及び第百二十条の二第一項（減価償却資産の償却の方法）	当該各号に定める方法とする。この場合において、当該減価償却資産のうちに非居住者が国外に有していた資産で国内に移入したもの（以下この項において「移入資産」という。）があるときは、当該移入資産については、その者が当該移入資産を取得したものとして、この款、第百三十八条（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入）及び第百三十九条（一括償却資産の必要経費算入）の規定を適用する。	当該各号に定める方法とする。
第百二十三条第二項第一号及び第二号（減価償却資産の償却の方法の選定）	業務を国内において開始した	業務を開始した

を

第百三条第一項（棚卸資産の取得価額）	第百二十一条の二（リース賃貸資産の償却の方法の特例）	第百二十三条第二項第一号（減価償却資産の償却の方法の選定）

第百二十五条第一項第一号（減価償却資産の取得価額）	第百二十六条第二号（減価償却資産の取得価額）	第百三十二条の中途で業務の用に供した減価償却費の特例）	第百三十五条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）が他の者から資産を業務の用に供した場合の償却	第百三十七条第一項第一号（繰延資産の償却費の計算）	第百三十九条第二項（一括償却資産の必要経費算入）	第百二十条第一項（年務の用に供し資産等の償却	第百二十条第一項第五項（取得した減価償却資産の取得
取得した減価償却資産（第百二十条第一項に規定する移入資産及び第百二十条の二第一項に規定する移入資産を含む。）	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	業務の用	取得した減価償却資産
業務で国内において行うものの用	第三項の償却	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務の用
生ずべき業務で国内において行うもの	新たに	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	業務の用
業務で国内において行うものの用	恒久的施設を通じて新たに	業務の用	業務の用	業務の用	業務の用	業務の用	業務の用

を

第百二十五条第一項第二号（減価償却資産の取得価額）	第百二十六条第二号（減価償却資産の取得価額）	第百三十二条の中途で業務の用に供した減価償却費の特例）	第百三十五条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）が他の者から資産を業務の用に供した場合の償却	第百三十七条第一項第一号（繰延資産の償却費の計算）	第百三十九条第二項（一括償却資産の必要経費算入）	第百二十条第一項（年務の用に供し資産等の償却	第百二十条第一項第五項（取得した減価償却資産の取得
取得した減価償却資産（第百二十条第一項に規定する移入資産及び第百二十条の二第一項に規定する移入資産を含む。）	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	業務の用	取得した減価償却資産
業務で国内において行うものの用	第三項の償却	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務の用
生ずべき業務で国内において行うもの	新たに	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	業務の用
業務で国内において行うものの用	恒久的施設を通じて新たに	業務の用	業務の用	業務の用	業務の用	業務の用	業務の用

を

第百二十五条第一項第二号（減価償却資産の取得価額）	第百二十六条第二号（減価償却資産の取得価額）	第百三十二条の中途で業務の用に供した減価償却費の特例）	第百三十五条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）が他の者から資産を業務の用に供した場合の償却	第百三十七条第一項第一号（繰延資産の償却費の計算）	第百三十九条第二項（一括償却資産の必要経費算入）	第百二十条第一項（年務の用に供し資産等の償却
取得した減価償却資産（第百二十条第一項に規定する移入資産及び第百二十条の二第一項に規定する移入資産を含む。）	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	業務の用
業務で国内において行うものの用	第三項の償却	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用
生ずべき業務で国内において行うもの	新たに	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務
業務で国内において行うものの用	恒久的施設を通じて新たに	業務の用	業務の用	業務の用	業務の用	業務の用

を

第百二十五条第一項第二号（減価償却資産の取得価額）	第百二十六条第二号（減価償却資産の取得価額）	第百三十二条の中途で業務の用に供した減価償却費の特例）	第百三十五条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）が他の者から資産を業務の用に供した場合の償却	第百三十七条第一項第一号（繰延資産の償却費の計算）	第百三十九条第二項（一括償却資産の必要経費算入）	第百二十条第一項（年務の用に供し資産等の償却	第百二十条第一項第五項（取得した減価償却資産の取得
取得した減価償却資産（第百二十条第一項に規定する移入資産及び第百二十条の二第一項に規定する移入資産を含む。）	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	減価する資産のうち国内にあるもの	業務の用	取得した減価償却資産
業務で国内において行うものの用	第三項の償却	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務で国内において行うものの用	業務の用
生ずべき業務で国内において行うもの	新たに	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	生ずべき業務	業務の用
業務で国内において行うものの用	恒久的施設を通じて新たに	業務の用					